

令和5年度福岡県保護者に対するフィルタリングの重要性を啓発する事業実施要領

人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局

青少年育成課

第1条 目的

本事業は、インターネットを介して、青少年が犯罪被害、ネットトラブルに巻き込まれる事件が数多く発生していることから、通信事業者と連携し、県内の小中学校のPTA等が主催する研修会等において、フィルタリングの必要性、使用方法等について啓発を行うことにより、保護者のインターネットに潜む危険性の認識を高め、フィルタリングの利用を推進することを目的に実施する。

第2条 事業期間

事業期間は令和6年3月31日までとする。

第3条 内容

- (1) 県内の小中学校のPTA等が主催する研修会等において、PTA等からの要請にもとづき、保護者に対するフィルタリングの重要性を啓発する事業（以下「啓発事業」という。）を実施する。
- (2) 啓発事業の内容
 - ① 青少年のインターネット適正利用の施策の説明
 - ② SNSに起因する青少年の犯罪被害の状況に関する解説
 - ③ 子どもたちが安心・安全にスマートフォン等を使うための解説
- (3) (2)の①及び②は県職員が担当し、③は通信事業者の講師が担当する。

第4条 適用対象

- (1) 本事業の適用対象となる研修会は、小中学校のPTA及び地方公共団体が主催する保護者を対象とした研修会等とする。
- (2) 次の各号に掲げるもののいずれかに該当すると認めるときは、対象としない。
 - ア 営利を目的に実施するもの
 - イ 特定の政治的又は宗教的活動を目的に実施するもの
 - ウ 暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者が実施するもの
 - エ 主催者から講師へ謝金・旅費を支給するもの
 - オ 第1項の各号及びその他本事業の趣旨に反するもの

第5条 実施申込

研修会の主催者は、啓発事業を実施しようとするときは、研修会を開催しようとする日の3月前までに保護者に対するフィルタリングの重要性を啓発する事業実施申込書

(様式1)(以下「申込書」という。)を、福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課長(以下「青少年育成課長」という。)に提出するものとする。

第6条 実施通知

青少年育成課長は、主催者から申込書が提出されたときは、内容を審査の上、予算の範囲内で事業実施の可否を決定するものとする。

青少年育成課長は、啓発事業を実施することを決定したときは、通信事業者と研修会の開催日時等の調整を行い、主催者に通知するものとする。

青少年育成課長は、研修会開催日の1月前までに主催者、通信事業者と研修会の内容について打ち合わせを行うものとする。

第7条 費用の負担

県職員の旅費並びに通信事業者の講師に対する謝金及び旅費については、県が負担する。

第8条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月14日から実施する。